

太田市外三町斎場火葬等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

太田市外三町広域清掃組合

1 業務委託名

太田市外三町斎場火葬等業務委託

2 目的

太田市外三町広域清掃組合では、令和8年7月より太田市外三町斎場において火葬場の管理・運営を行う予定である。この施設における利用者へのサービス及び経営効率の向上を図ることを目的とし、火葬等業務の受託を希望する民間事業者等を次の内容にて公募を行う。

3 業務場所

施設名 太田市外三町斎場 とね聖苑

所在地 群馬県邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺 347 番 1 ほか

4 施設の概要

建築構造	地上2階 鉄筋コンクリート造一部木造			
敷地面積	19,135.91㎡			
延床面積(予定)	5,835.91㎡			
火葬炉設備	火葬炉10基(人体炉9基、小動物炉1基)			
最大火葬件数	一般火葬…21件/日 小動物火葬…合同火葬1回/日、個別火葬1件/日			
火葬件数実績 (既存斎場参考)	一般火葬	太田市斎場	大泉町外二町斎場	計
	令和5年度	2,356件	977件	3,333件
	令和6年度	2,492件	1,044件	3,536件
	小動物火葬(有料分のみ)		大泉町外二町斎場	
	令和5年度		627件	
令和6年度		605件		
主な諸室	エントランスホール、告別収骨室(9室)、待合室(9室)、小動物お別れ室、待合ロビー、キッズルーム、授乳室、多目的室、霊安室(保冷库2基4体、増設スペース1基2体)、売店スペース、管理事務室 など			
駐車場(予定)	一般用80台、思いやり駐車場3台、マイクロバス10台			
その他	自動ドア、エレベーター、太陽光発電設備(40kw)、構内道路、車寄など			
運営開始予定	令和8年7月			

5 公募する業務

- (1) 一般火葬等に関する業務(火葬炉運転を除く。)
- (2) 小動物火葬に関する業務(火葬炉運転を除く。)
- (3) 施設の清掃及び維持管理に関する業務
- (4) 受付等その他業務

※詳細は太田市外三町斎場火葬等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載

6 業務期間

- (1)令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（2 年 9 ヶ月）
- (2)契約日から令和 8 年 6 月 30 日までは準備期間とし、この期間における経費等は受託者の負担とする。

※仕様書（別表 3）経費負担区分を参照のこと

7 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、太田市外三町斎場火葬等業務委託選定委員会の審査結果に基づき受託候補者を選定し、太田市外三町広域清掃組合が受託者を決定する。

8 参加資格要件

実施要領の公告時点において、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1)令和 7 年度太田市、千代田町、大泉町又は邑楽町入札参加資格者名簿において、役務の提供のうち、施設設備運転管理、施設管理又はその他の業務に登録されている者。
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3)実施要項による募集に係る公告の日から契約締結までの間、太田市外三町広域清掃組合又は群馬県内の地方公共団体から入札参加等停止の措置を受けている者でないこと。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに太田市暴力団排除条例（平成 24 年 7 月 1 日施行）第 6 条に規定する密接関係者でないこと。
- (5)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7)令和 7 年度に群馬県内の火葬場において、地方公共団体との火葬運営等業務委託を受託（火葬炉運転業務、指定管理等を含む）している者であること。
- (8)本社所在地における直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと

9 著作権

著作権は、各参加者に帰属するが、業務提案書等の内容に関わる情報の公開が求められた場合は、太田市外三町広域清掃組合情報公開条例等の関係規定に基づき対応する。

また、業務提案書等については、選定を行う必要な範囲において無断・無償で複製を作成することがある。

10 プロポーザルの実施方法

(1) 選定委員会の設置

本業務委託の参加資格審査及び受託候補者の評価を行うため、太田市外三町斎場火葬等業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 実施日程

①公告（ホームページ掲載）	7月22日（火）
②参加申込書の提出受付締切り	8月4日（月）17時まで
③業務提案書質問書の受付締切り	8月14日（木）17時まで
④質問書に対する回答（ホームページに掲載）	8月21日（木）
⑤業務提案書等の提出受付締切り	9月16日（火）17時まで
⑥ヒアリング	9月26日（金）
⑦受託候補者選定結果通知	9月下旬（予定）

11 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書等の配布

参加申込書等の配布は太田市外三町広域清掃組合ホームページからダウンロードする方法で行う。※ダウンロード先 <https://www.otakouiki-kumiai.or.jp>

(2) 参加申込に必要な書類

- | | |
|--|-------|
| ①プロポーザル参加申込書 | 様式1-1 |
| ②会社概要 | 様式1-2 |
| ③参加資格要件に関する誓約書 | 様式1-3 |
| ④令和7年度群馬県内火葬場の火葬運営等業務委託受託状況 | 様式1-4 |
| ⑤上記契約書写し | |
| ⑥法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 | |
| ⑦本社所在地所管の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（税務署所定様式：納税証明書 その3の3） | |
| ⑧本社所在地の都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書 | |

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による提出のみとする。

※郵送の場合は、封筒に「太田市外三町斎場火葬等業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と記載して送付し、提出期限必着のこと。

(4) 提出期限 令和7年8月4日（月）17時まで

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(5) 資格審査

本実施要領に定める参加者の資格要件に基づき選定委員会が資格審査を行う。

1.2 業務提案に関する質問の受付・回答

(1) 質問受付期限

令和7年8月14日（木）17時まで

(2) 提出方法

「質問書」（様式1-5）を使用し、電子メールに添付して提出すること（口頭、電話、ファクス、郵送、持参による質問は不可）。件名に「業務提案に関する質問」と記載し、電子メール送信後、必ず電話による受信確認連絡をすること。

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年8月21日（木）に、組合ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は本要領及びその他提出資料等の追加又は修正とみなす。

1.3 業務提案書等の提出

本実施要領及び仕様書をもとに業務提案に必要な書類を作成し、次に示す方法で提出すること。なお、当該業務に係る事前説明会は実施しない。

(1) 提出方法

業務提案に必要な書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

持参する場合は、あらかじめ提出希望日時を担当者に連絡すること。

(2) 提出期限

令和7年9月16日（火）17時まで（必着）

(3) 提出部数

- | | |
|---------------|------------|
| ①業務提案書 | 正本1部 副本10部 |
| | 電子メディア1媒体 |
| ②参考見積書及び積算内訳書 | 正本1部 |

1.4 業務提案書等の内容

業務提案書は、本実施要領及び仕様書に記載の内容を確認し、作成すること。

業務提案書の表紙には、正本用の業務提案書（様式2）及び副本用の業務提案書（様式3）を使用すること。

業務提案書の記載内容は、次に定める項目のとおりとする。

(1) 火葬等業務委託受託実績 様式4-1

群馬県及び群馬県に接する県において現在受託中の火葬等業務実績

(2) 業務遂行に関する基本的な考え方及び業務実施方法 様式4-2

- ①火葬等業務（小動物火葬を含む。）への基本的な考え方と実施方法
- ②施設の清掃及び維持管理に関する考え方

- ③業務従事者に対する研修、教育方針
- ④本社のバックアップ体制及び指導、監督体制
- ⑤業務従事者のサービス及び規律に対する考え方
- ⑥個人情報保護に関する考え方
- ⑦有効かつ独自の視点に立った提案

(3) 業務体制に関する考え方 様式 4-3

- ①火葬スケジュールに基づき、円滑に遂行できる専門知識、技能、経験、資格等を有する人員の配置
- ②葬送の多様化に合わせた人員の配置
- ③急な欠員が生じた場合、即座に対応できる人員の体制
- ④利用者等からの指摘事項に対して迅速に対応できる体制

(4) 地域貢献（地元雇用、地元経済）に関する考え方 様式 4-4

- ①地域貢献に関する考え方について
- ②業務従事者の地元雇用とその方法について

(5) 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する考え方 様式 4-5

- ①地震、災害、事故等の緊急事態に備えた防災対策と業務従事者の配置計画
- ②大規模災害時の対応実績

(6) 参考見積書及び積算内訳書 参考見積書 様式 4-6

積算内訳書 様式 4-7

参考見積書及び積算内訳書は封筒に入れ、封筒の表面には「太田市外三町斎場火葬等業務委託」、「参考見積書及び積算内訳書在中」と記載し、裏面には「参加者名」を記載した上、封かん、封印すること。

なお、2年9ヶ月の業務価格の上限は、245,700,000円（税抜）とする。

1.5 業務提案書等の作成形態

(1) 業務提案書の様式は、指定するもの以外は任意とする。

用紙のサイズ及び書き方は、日本工業規格「A4判」縦書き横書き両面印刷で左綴りとす。文字の書体は任意、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とし、背表紙付きのファイルブック等（以下「ファイル等」という。）により綴じ込みを行うものとする。

なお、文書補完のための写真、イラスト、イメージ等を使用することは可とし、使用する場合において「A3判」を使用する場合は、折綴りすること。

(2) 業務提案書の表紙については正本には参加者名（住所、氏名等記載し押印）及び提出日を、副本には提出日及び通し番号を記載し、正本及び副本ごとに表紙の次に目次を作成し、それ以降のページに1からページ番号を記載すること。

なお、副本については参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、

これを消せない場合は該当箇所を黒塗りする等して対応するものとする。

- (3) ファイル等の表紙には、「太田市外三町斎場火葬等業務委託業務提案書」及び「提出日」を記載し、背表紙には「太田市外三町斎場火葬等業務委託業務提案書」と記載すること。
- (4) 参考見積書に記載する金額については、令和8年7月1日から令和11年3月31日までに要する費用を、積算見積書には参考見積書の9ヶ月分、1年分及び総額の積算内訳を記載すること。

1.6 途中辞退

参加者は提案書提出までの時点において参加を辞退することができる。

辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出場所に提出することとする。

また、郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」にすること。

なお、提出期限までに業務提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなすこととする。

提出期限：令和7年9月16日（火）17時まで（必着）

1.7 ヒアリングの実施

- (1) 業務提案書等を提出した参加者に対して、選定委員会がヒアリングを実施する。

日程時間等については、資格審査後、ヒアリング参加要請書を送付する。

- (2) 出席者は3名以内とし、所属及び役職・氏名を書面（様式は任意、用紙サイズはA4判）にて058100@otaseisou.or.jp宛に電子メールで送信すること。電子メールを送信後、必ず電話による確認連絡を行うこと。
- (3) 説明時間は一参加者当たり20分以内とし、質疑10分程度とする。
- (4) 説明資料は、提出した業務提案書のみを使用して行うものとし、新たに文言等を業務提案書に加えること及びその他の追加資料等の提出及び説明はできないものとする。
- (5) 説明に当たり、電子機器を用いて行う場合は、参加者において用意すること。
なお、プロジェクター及びスクリーンは、当組合で用意することも可能であるため、事前に申し込みをすること。ただし、動作確認は参加者が事前に行うものとする。機材の不具合、故障等によるデモンストレーション等への時間延長及びヒアリングのやり直しは行わないものとする。
- (6) ヒアリングでは提案事業者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。また、会社名が判別できる服装又は表示（名札やバッジ等）で会場への入室は禁止する。

1.8 プロポーザルの審査等

- (1) 受託候補者の選定は、太田市外三町斎場火葬等業務委託業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 委員名簿については、受託候補者決定後に委員の構成を公表する。
- (3) 審査は業務提案書等と提案者へのヒアリングを行い、総合的に審査した後、受託候補者を

選定する。

(4)参加者が1者のみの場合も委員会において審査を行うものとする。

(5)審査は非公開で行う。

1 9 選定・非選定結果の通知

(1)選定委員会による審査の結果に基づき受託候補者を決定し、選定結果通知書を電子メール及び郵送で通知する。

(2)審査の結果、受託候補者に決定されなかった参加者に対して審査結果及びその順位を記載した非選定結果通知書を電子メール及び郵送で通知する。

2 0 業務提案内容等に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて参加者の提出書類又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で協議の上、参加者の取扱いについて決定する。

2 1 失格事由

参加者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その参加者が提出した参加申込書及び業務提案書を無効とし、参加者のプロポーザル参加資格又は受託候補者の決定を取り消すことがある。

(1)プロポーザルへの参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合

(2)提出書類等に虚偽の記載があった場合又は重大な不備があった場合及び指示した事項に違反した場合

(3)業務提案書等の作成に係る不正行為が認められた場合

(4)その他不正行為があった場合

2 2 契約の締結等

(1)受託候補者とは随意契約による方法で契約する。

(2)受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、上記と同様の方法により契約する。

2 3 その他留意事項

(1)当該プロポーザルに要する経費は全て参加者の負担となる。

(2)書類の追加、修正は提出期間内とし、提出期間後の書類の追加、修正は不可とする。

(3)提出書類は返還しないものとする。

(4)業務提案書の中で第三者が著作権を有するものを使用する場合には提案者の責任において著作権者の承諾を得ること。また、第三者の著作物の使用に関する責任は使用した提案者に

全て帰属するものとする。

- (5)参加申込書を受領した日から受託候補者決定まではプロポーザルに係る必要なときを除き関係職員との接触を禁止する。
- (6)本業務委託は当該予算に係る予算が議決され、当該予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じるものとする。可決されなかった場合は募集を行わなかったものとして取り扱うが、応募に係る経費等の損害賠償等には一切応じないものとする。
- (7)プロポーザルの審査経過及び選定結果についての質疑、異議申立ては一切受け付けないものとする。

2 4 各種書類の提出場所及び問い合わせ先

〒373-0842 太田市細谷町604番地1

太田市外三町広域清掃組合施設整備課

TEL : 0276-33-7980 担当 : 麦倉・堀木

FAX : 0276-33-7981

E-mail : 058100@otaseisou.or.jp